



特定建設作業実施届出書の手引き

令和7年2月 船橋市環境保全課

建設工事において、騒音規制法、振動規制法及び船橋市環境保全条例に定められた機械を使用する場合、事前に「特定建設作業実施届出書」の提出が必要です。

届出方法	窓 口 届 出	オンライン申請
	以下の書類を 正副2部 作成し、環境保全課窓口へ提出してください（受付後、副本はお返しします。） 届出書は市ホームページにてダウンロードできます。	1. 「船橋市スマート申請」をインターネット検索 2. キーワード検索で「特定建設作業実施届」を検索 3. 必要に応じアカウント登録・ログイン 4. 画面の指示に従って、特定建設作業の内容を入力 5. 添付書類①～⑤（左欄）を添付 6. 申請（受付メール受信） 7. 交付物発行メール受信 → 副本ダウンロード 8. 受理メール受信 → 完了！！
	届出書	 申請ページ2次元コード
	特定建設作業実施届出書 「騒音規制法・振動規制法」「船橋市環境保全条例」の2つの様式のうち該当するもの。	
	添付書類	
① 付近の見取図 ・ 作業場所をマーキングすること ・ 現場周辺が確認できる縮尺のもの ② 工事の全体工程表 ・ 特定建設作業に該当する期間がわかるもの ③ 近隣説明の範囲がわかる書類 ・ 現場付近 30m を目安 ・ ①の見取図に説明範囲をマーキングしても可 ④ 工事のお知らせ文書(チラシなど) ・ 口頭説明の場合や近隣住居がない場合は不要 ⑤ その他必要な書類 ・ 道路使用許可を受けて行う夜間作業等の場合 → 道路使用許可書 ・ 事業所等の一区画において作業を行う場合 → 現場拡大図		
届出期限	作業開始の <u>8日前の17時まで</u> 。 （提出は平日の開庁日に限ります。）	作業開始の <u>8日前の23時59分まで</u> 。

建設工事への苦情が増えています！！

- ・ 事前に現場周辺の状況を調査し、周辺住民へ充分な説明をお願いします。
- ・ 状況に応じ、防音パネルや防音シートなどの設置を行ってください。
- ・ 周辺住民に配慮した丁寧な作業をお願いします。
- ・ 散水等、粉じん対策も適切に行ってください。
- ・ (解体・改修工事の場合) アスベスト調査結果、作業内容の掲示も適切に。
- ・ 苦情を受けた場合は、真摯な対応をお願いします。

説明がなかった！
騒音・振動・粉じん
アスベストが心配…

1. 規制対象作業

使用する機械等の種類や作業場所により、届出が必要な法令が異なります。

・指定地域については次ページ参照。

・下表中の表記について

市条例：船橋市環境保全条例の「騒音及び振動」の規制が適用されます。

市条例（騒音）：船橋市環境保全条例の「騒音」の規制が適用されます。

使用する機械等の種類		届出が必要な法令		
		指定地域内		指定地域外
くい打機・くい抜機・くい打くい抜き機 (打撃、振動を伴うもの。もんけん、圧入は届出不要)		騒音 規制法	振動 規制法	市条例
びょう打機		騒音規制法		市条例（騒音）
インパクトレンチ（高張力ボルト締めのもの）		市条例（騒音）		市条例（騒音）
さく岩機・ブレーカー				
	手持ち式（ハンドブレーカー、電動ピック等）※	騒音規制法		市条例（騒音）
	ジャイアントブレーカー※	騒音 規制法	振動 規制法	市条例
空気圧縮機 (原動機定格出力 15kW 以上のもの。電動機を除く。)		騒音規制法		市条例（騒音）
コンクリートプラント (混錬機容量 0.45 m³以上のもの。モルタル製造を除く。)		騒音規制法		市条例（騒音）
アスファルトプラント（混錬重量 200kg 以上のもの）		騒音規制法		市条例（騒音）
鋼球による破壊		振動規制法		市条例
舗装版破碎機（ドロップハンマー車を使用するもの）※		振動規制法		市条例
バックホウ・トラクター（パワー）ショベル・ブルドーザー				
	低騒音型・超低騒音型のもの	市条例		市条例
それ 以外	バックホウ（原動機定格出力 80kW 以上）	騒音規制法		市条例
	トラクターショベル（原動機定格出力 70kW 以上）			
	ブルドーザー（原動機定格出力 40kW 以上）			
振動ローラー		市条例		市条例

・※印の作業について、一日当たり 50m を超えて移動しながら作業する場合は規制対象外です。

・作業が開始日と同日中に終了する場合は規制対象外です。

2. 届出書の記入にあたって

- 届出者とは発注者から直接工事を請け負った元請け人の代表者又は支店長等のことです。
- 複数の重機を使用する場合や下請け人が複数いる場合には、届出書の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載してください。
- 実施期間については、実際に重機を使用する期間を記載してください。
- 防止の方法については、騒音・振動に係る対策事項を記載してください。
(低騒音・低振動の機械、工法等の採用、防音パネル・防音シートの設置、苦情があった場合速やかに対応する など)

3. 騒音規制法、振動規制法の指定地域（平成 15 年船橋市告示 65・69 号）

騒音規制法 指定地域	振動規制法 指定地域	都市計画法における用途地域
○	○	第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
○	×→市条例	工業専用地域
○	○	【市街化調整区域の一部※（次のとおり）】 旭町 1・3～6、東町の一部、市場 2・5、大穴北 1、大穴北 8 の一部、大穴町、大穴南 2・4・5、大穴南 3 の一部、金杉 1～4・8・9、金杉町、高野台 4・5、米ヶ崎町の一部、新高根 1、駿河台 1・2、高根町の一部、夏見 1、夏見 5 の一部、夏見 7 の一部、夏見台 2・4・6、夏見町 2、飯山満町 1 の一部、飯山満町 2、藤原 5～8、二和西 2～6、二和東 1～5、馬込町、松が丘 2 の一部、三咲 1・3～9、三咲町、南三咲 4、みやぎ台 1～4、八木が谷 2～5、八木が谷町の一部、薬円台 3
×→市条例	×→市条例	上記いずれにも該当しない地域

・×印の地域については、船橋市環境保全条例の届出が必要です。

4. 一号区域、二号区域の別（次ページの規制基準に関係します。）

（1）騒音（騒音規制法及び船橋市環境保全条例）（平成 15 年船橋市告示第 66 号・67 号）

一号区域	○第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域の一部（2 の表中※参照）、第一特別地域、第二特別地域 ○工業地域（第一・二特別地域を除く。）及び工業専用地域（第二特別地域を除く。）のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地から 80m 以内の区域
二号区域	一号区域以外の市内全域
備考 1 第一特別地域とは、工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域に接する境界から 50m 以内の地域をいう。 2 第二特別地域とは、工業地域（第一特別地域を除く。）及び工業専用地域のうち、第一・二種住居地域又は準住居地域、車方町・鈴身町及び豊富町の市街化調整区域、習志野市東習志野 6 の第一種住居地域に接する境界から 50m 以内の地域をいう。	

（2）振動（振動規制法及び船橋市環境保全条例）（平成 15 年船橋市告示第 70 号・71 号）

一号区域	○第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域の一部（2 の表中※参照） ○工業地域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地から 80m 以内の区域
二号区域	一号区域以外の市内全域

5. 規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

項 目	規 制 基 準		適用除外の要件
敷地境界での騒音・振動の大きさ	騒 音	85デシベル以下	
	振 動	75デシベル以下	
作業時間	一号区域	7時から19時まで	(1)・(2)・(3)・(4)
	二号区域	6時から22時まで	
1日当たりの作業時間	一号区域	10時間以内	(1)・(2)
	二号区域	14時間以内	
作業期間	連続6日以内		(1)・(2)
作業日	日曜日・祝日でないこと		(1)・(2)・(3)・(4)・(5)

備考 適用除外の要件の欄の(1)から(5)は、以下のとおりです。

- (1) 災害その他非常事態の発生による緊急作業
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するための作業
- (3) 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業
- (4) 道路法又は道路交通法における「道路占有（使用）許可の条件」や「協議」において、夜間や休日に行うべきとされた場合
- (5) 変電所の変更工事で、従事者の生命・身体の安全確保のために休日に行う必要がある場合

6. 特定建設作業の実施期間の変更について

作業の実施期間に変更があった場合には、元の届出の作業実施期間内に「特定建設作業の実施期間の変更について」を提出することにより変更することができます。

窓口届出（以下の書類を正副2部提出）	オンライン申請
●届出書「特定建設作業の実施期間の変更について」（市ホームページでダウンロード） ●添付書類 ①元の届出書 or 電子届出内容確認書 ②変更後の工程表 ③変更に伴い再配布したチラシ	・「船橋市スマート申請」ページで「特定建設作業の実施期間の変更届」を検索。 ・<u>届出書の作成不要</u>。フォーム上で必要事項を入力/添付書類をアップロード。  申請ページ2次元コード

問合せ先

船橋市役所環境保全課 大気・騒音係

TEL：047-436-2452

FAX：047-436-2446

E-mail：kankyohozen@city.funabashi.lg.jp